定期報告が必要な特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機等

【対象】（い）欄の用途等に供する部分の規模等が（ろ）欄のいずれかに該当するもの。　（凡例）A:その用途に供する床面積の合計をいいます。

	用途等（い）	規模等（ろ）いずれかに該当するもの	報告の間隔
特定建築物	劇場、映画館又は演芸場	・A＞200 ㎡　・3階以上の階のA＞100 ㎡ ・主階が1階にないもの　・客席の部分のA≧200 ㎡*3 ・地階の A＞100 ㎡	2年
	観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂又は集会場	・A＞500 ㎡　・3階以上の階のA＞100 ㎡ ・客席の部分のA≧200 ㎡*3　・地階の A＞100 ㎡	
	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る） 就寝用途の児童福祉施設等*1	・A＞500 ㎡　・3階以上の階のA＞100 ㎡ ・2階のA≧300 ㎡（病院又は診療所にあっては、その部分に患者の収容施設があるものに限る）*3 ・地階の A＞100 ㎡	
	ホテル又は旅館		
	児童福祉施設等*2（入所施設があるものに限り、就寝用途の児童福祉施設等*1を除く）	・A＞500 ㎡　・3階以上の階のA＞100 ㎡ ・地階の A＞100 ㎡	
	共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除く）	・6階以上の階にあるもの	3年
	共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る）	・3階以上の階のA＞100 ㎡ ・2階のA≧300 ㎡*3　・地階の A＞100 ㎡	
	寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）	・3階以上の階の A＞100 ㎡　・2階のA≧300 ㎡*3 ・地階の A＞100 ㎡	
	学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び大学を除く）	・A＞2,000 ㎡　・3階以上の階のA＞100 ㎡	2年
	体育館（学校に附属するものを除く）	・A＞2,000 ㎡　・3階以上の階のA＞100 ㎡ ・A=2,000 ㎡*3	
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く）	・A＞2,000 ㎡　・3階以上の階のA＞100 ㎡ ・A=2,000 ㎡*3	3年
	物品販売業を営む店舗（床面積が 10 ㎡以内のものを除く）	・A＞1,500 ㎡、かつ、2階以上の階にあるもの ・3階以上の階のA＞100 ㎡　・2階のA≧500 ㎡*3 ・地階のA＞100 ㎡　・A≧3,000 ㎡*3	2年
	百貨店、マーケット又は展示場	・3階以上の階のA＞100 ㎡　・2階のA≧500 ㎡*3 ・A≧3,000 ㎡*3　・地階のA＞100 ㎡	
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	・地階又は3階以上の階にあるもの ・A＞1,500 ㎡、かつ、2階にあるもの ・A≧3,000 ㎡*3　・2階のA≧500 ㎡*3	
	事務所その他これに類するもの	・A＞2,000 ㎡、かつ、6階以上の階にあるもの	3年
建築設備	換気設備（自然換気設備及び共同住宅の住戸に設けるものを除く） 排煙設備（排煙機を有するもの） 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備（共同住宅の住戸に設けるものを除く）	上記の特定建築物に設けられるもの	1年
防火設備	火災時に煙や熱を感知して閉鎖又は作動する次の防火設備（防火ダンパーを除く） ・防火扉 ・防火シャッター ・耐火クロススクリーン ・ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備	次のいずれかの建築物に設けられるもの ①上記の特定建築物に該当する建築物 ②以下に掲げる用途のうち、A＞200 ㎡の建築物 ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る） ・寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る） ・就寝用途の児童福祉施設等*1	1年
昇降機等	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	次に掲げるものを除く。 ・かごが住戸内のみを昇降するもの ・労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 項第 6 号に規定するエレベーター	1年
	・観光用エレベーター、観光用エスカレーター ・ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設 ・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		毎年 4 月及び 10 月（ただし使用期間が連続して 6 月以内のものは毎年使用開始前 1 月に 1 回）

注意

＊1 就寝用途の児童福祉施設等

平成 28 年国土交通省告示第 240 号第 1 第 2 項第 2 号から第 9 号に掲げるもの

（第 2 号:助産施設、乳児院及び障害児入所施設、第 3 号:助産所、第 4 号:盲導犬訓練施設、第 5 号:救護施設及び更生施設、第 6 号:老人短期入所施設その他これに類するもの、第 7 号:養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム、第 8 号:母子保健施設、第 9 号:障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る））

＊2 児童福祉施設等

建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等

（児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く）、保護施設（医療保護施設を除く）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設等）

＊3 当該用途に供する部分が避難階のみにあるものを除く